特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	重度心身障害者医療費の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桶川市は、重度心身障害者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県桶川市長

公表日
令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費の支給に関する事務
②事務の概要	桶川市重度心身障害者医療費支給条例に基づき、重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給する。 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・受給資格の登録、審査 ・資格喪失又は登録事項の変更 ・所得の状況の届出の受理、審査 ・支給の申請の審査、支払等
③システムの名称	医療助成システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
重度心身障害者医療費関係情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第2項 桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の3の項、別表第2の4の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第9号 （情報提供の根拠） なし（情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課障害手当・医療係
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉課障害手当・医療係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	福祉部障害福祉課障害者手当・医療係	福祉部障害福祉課障害手当・医療係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部障害福祉課障害者手当・医療係	福祉部障害福祉課障害手当・医療係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和6年1月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため